

近代日本における軍隊・兵士の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、第一に、近代日本において徴兵制はなぜ定着したのか、国民が兵士になるということはいかにして可能となったのか、という課題を設定し、その解答の一つを軍事援護制度の拡充に求め、村役場行政文書を用いて地域における軍事扶助法、恩給制度による金銭的援護の実態と日中戦争下の銃後奉公会の活動状況を分析している。第二に、徴兵制と国民国家の関係に着目し、とりわけ、外国在住日本国籍者（二重国籍を含む）の兵役問題、植民地朝鮮における兵役問題を考察している。その際、海外に移住した日本国籍所持者が、日本の兵役義務をいかに果たすのか、また、在住国における兵役義務にいかに対処するのかという問題が生じていたことに注目し、外務省記録、陸軍資料を駆使して日本政府の対応を明らかにしている。第三に、兵士となる若者の意識と行動に着目し、海軍志願兵の長期的な傾向と太平洋戦争期における学生の兵役への対応を分析している。その際、学生の兵役に関しては北海道帝国大学農学部資料（北海道大学文書館所蔵）を用いて、一人一人の若者の行動を検討するという方法を取り、戦時下の学生の「本音」に迫っている。

このように、これまで明らかにされてこなかった、末端における政策実施状況、国民国家の周縁における政策適用状況、個々の若者の受け止め方について詳細に明らかにしたことが、本論文の特徴である。

序論においては、本論文の課題を、「兵士であること」を兵士を送り出す側の視点から考察すること、その際、これまでの研究で用いられてきた「天皇の軍隊」理念、「国民の軍隊」理念が及ぼした影響に留意する、としている。

第一部では、軍事援護制度を取り上げている。第一章において、徴兵制が定着した理由は、部隊を出身地方別の郷土部隊に編成することによって兵営と出身地域・家庭を結びつけることに成功したこと、兵役負担の不公平という問題に対して「隣保相扶」のスローガンのもと、共同体的な留守家族援護が行われたことを指摘した。

第二章では、広島県深安郡山野村の役場文書を用いて留守家族援護と遺族援護の実態を分析した。軍事扶助法による扶助は、貧困家庭のみを対象とし、しかも出征した本人に会社等からの給与が支払われている場合には扶助はなされなかった。扶助額も留守家族の生活を「ギリギリの線」で支える程度であり、代償とよべるものではなかった。ところが、遺族に対する恩給は、すべての遺族に対し大きな額が支給されており、申請者はこれを「代償と呼べるもの」と評価している。

第三章は、「隣保相扶」のスローガンのもと、共同体的な援護を行うとされた銃後奉公会の実態を、広島県安芸郡温品村、安佐郡大林村の役場文書を用いて分析した。先行研究では銃後奉公会の組織的基盤は弱かったと評価されているが、太平洋戦争期の資料によっ

て財政的にも人的にも組織が確立していたことが明らかとなった。

第二部では兵士をめぐる諸制度について考察している。第一章では、国籍と兵役の関係を論じている。日本人が外国に移住した場合、徴兵猶予の措置がとられ、海外在住者が一時帰国する場合には、徴兵逃れを防止するために、滞在期間が制限されていた。問題となったのは、海外在住の日本国籍所持者（二重国籍の場合も含む）が在住国の兵役を課される場合である。第一次世界大戦中、カナダ、アメリカは徴兵法を施行し、二重国籍状態の日本人をも徴集しようとしたが、日本外務省は、日本移民への迫害を緩和する立場から兵役に応じるよう指導し、陸軍省も同調した。ただし、アメリカから提議された兵役互換制（移民の兵役はいずれか一方の国で果たしていればよいとする協定）については、陸軍省の反対で拒否している。外国籍を持つ日本在住者に兵役を課することが問題視されたからである。海外在住日本国民の外国での兵役容認は「天皇の軍隊」理念の部分的な放棄とみなされるが、日本在住外国人の日本における兵役拒絶は「国民の軍隊」理念が維持されたものと評価している。

第二章では、植民地朝鮮の兵役を考察している。韓国併合後、旧韓国軍は解散させられたが、王宮の守衛を担当する朝鮮歩兵隊だけは存続した。朝鮮歩兵隊には多くの志願者があり、除隊後には警察官・看守・運転手などの職業に就く者が多かった。これを基礎に志願兵制による朝鮮軍を編成する構想はあったが、陸軍省の反対で実現せず、朝鮮歩兵隊は1931年に廃止された。日中戦争期にあらためて朝鮮の兵役が問題となり、志願兵制（1938年）、徴兵制（1944年）が実施された。ただし、朝鮮人部隊は編成されず、朝鮮人兵士は日本人部隊に分散して配属された。これは、朝鮮人の「天皇への忠節」を疑問視する見方（「天皇の軍隊」理念から来る不信感）が色濃く残っていたからである。

第三章では、海軍志願兵の全期間にわたる志願状況を分析した。海軍兵士の徴兵と志願とを比べると、1910・20年代は両者が均衡し、30年代には徴兵が上回り、40年代には志願が上回るという推移を見せる。これは海軍航空兵が志願兵を集めていたからである。また、志願者数は景気が悪い時に増え、良い時に減るという傾向を示し、志願理由も「報国ノ念」と答える者は少なく、「海軍ニテ立身セン為」、「海軍ニ趣味ヲ有スル為」あるいは近代科学への関心を示す者が多かったことを明らかにした。

第四章は、北海道大学文書館所蔵の一次史料を駆使して、学徒出陣の実態を分析した。学生はもともと徴兵忌避の傾向が強かったが、1943年以降、徴集延期が廃止され兵役を課されることになった（文系と一部の理系）。学生のとり得た道は、下級指揮官、航空機操縦（これらは実戦配置）と後方勤務の将校相当官であった。たとえば農学部農学科は、徴集されることが判明したとき、将校相当官となる陸軍技術部依託学生の募集に殺到した。東大・京大・九大においても同じ現象が起きている。ただし、人気を集めた後方勤務の将校相当官は狭き門であり、多くの学徒兵は戦場に臨むことになったのである。結論では、各章で明らかとなった諸点がまとめられるとともに、今後の課題が提示されている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 白木沢 旭 児

副 査 准教授 川 口 暁 弘

副 査 准教授 権 錫 永

学 位 論 文 題 名

近代日本における軍隊・兵士の研究

近代日本の軍隊に関する制度および実態の研究は、近年、隆盛を見ている分野である。軍事援護制度に関しては、先行研究によって法律制定過程や都道府県レベルの実施状況は明らかにされてきているものの、村レベルの実施過程は不明であった。申請者が、広島県立文書館所蔵の戦前・戦時期村役場文書を用いて、個々の家に対する扶助・援護の実施過程を詳細に明らかにし、とりわけ、出征兵士の家族に対する扶助が限定的で低額であるのに対し戦死者の遺族に対する恩給が一律に高額であることを明確に示したことは、当該分野の研究にとって重要な新知見である。

国籍と兵役の関係という問題は、これまで論じられなかったテーマである。とりわけ戦前日本は、海外移民を奨励していたが、アメリカ合衆国では日本人移民の排斥運動に悩まされていた。外務省をはじめとする日本政府は、第一に、徴兵をすべての国民に公平に課すことと移民奨励との調和をはかること、第二に、アメリカ、ハワイ、カナダへの日本人移民が現地において市民としての義務を果たすことによって、排日の機運を和らげることに腐心していたことが明らかにされ、移民史研究にも一石を投ずるものと評価できよう。

「兵士になること」については、海軍志願兵や学徒出陣の事例によって、自己の立身出世や生命の安全という観点が根強く生きていたことを示し、タテマエとは異なる若者の意識と行動を明らかにしたことが重要である。

本論文は、徴兵制をはじめとする兵役の制度・実態について外務省記録（外務省外交史料館所蔵）、陸海軍資料（防衛省防衛研究所所蔵）などの膨大な量の資料を分析するとともに、各村役場文書（広島県立文書館所蔵）、農学部資料（北海道大学文書館所蔵）などの兵士一人一人の姿が復元できる資料をも活用し、国家（政策）史と個人史を描くことに成功していると評価できる。ただし、全体を通じて、研究用語である「天皇の軍隊」、「国民の軍隊」両概念の個々の事実への適用の面では、曖昧さが残った。この点は今後の課題であろう。

本委員会は、申請論文を慎重に審査し、口述試験を実施して十分に審議を重ね、全員一致で及川琢英氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。